

会長及び副会長の選出について

水戸市緑化推進会議条例

第 5 条 推進会議に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、推進会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

会 長 _____

副会長 _____